

4 政 策

1 「健康寿命延伸都市・松本」をめざして

超少子高齢型人口減少社会の進展など昨今の著しい社会環境の変化に対応したまちづくりを進めるため、市民との協働による総合計画を平成 23 年 3 月に策定しました。

この総合計画は、将来都市像の実現に向けて、「心と体」の健康づくりと「暮らし」の環境づくりが一体となった総合的なまちづくりを、市民と行政との協働により進めていく計画としています。

また、現総合計画が期間満了になることから、令和 2 年度に、基本構想 2030 及び第 11 次基本計画の策定を進めます。

(1) 基本構想 2020（平成 22 年 12 月定例会 議決）

ア 概 要

基本構想では、松本市がめざす将来の都市像とこれを実現するためのまちづくりの基本目標を示し、主役である市民と行政とが協働してまちづくりに取り組むこととしています。

イ 計画期間

平成 23 年度（2011 年度～令和 2 年度（2020 年度）

ウ 将来の都市像

健康寿命延伸都市・松本

エ まちづくりの基本目標

- ・ 誰もが健康でいきいきと暮らすまち（人の健康）
- ・ 一人ひとりが輝き大切にされるまち（生活の健康）
- ・ 安全・安心で支えあいの心がつながるまち（地域の健康）
- ・ 人にやさしい環境を保全し自然と共生するまち（環境の健康）
- ・ 魅力と活力にあふれにぎわいを生むまち（経済の健康）
- ・ とともに学びあい人と文化を育むまち（教育・文化の健康）

(2) 第 10 次基本計画

ア 概 要

基本構想で定めた将来の都市像「健康寿命延伸都市・松本」をさらに前進させ、市民との共創により「生きがいの仕組みづくり」に取り組むため、基本構想 2020 の後期計画として策定しました。

イ 計画期間

平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度）

ウ 施策体系

基本目標（6 つの目標）別に目的と手段の関係を明確にした施策体系です。

- ・ 政策の方向（まちの姿） 18 方向
- ・ 基本施策（個別目標） 56 施策
- ・ 計画推進にあたって 5 方針

エ 5つの重点目標

- ① 地域包括ケア体制の整備や地域づくりの人材育成など、心と体と地域を支える「健康ときずなづくり」
- ② 松本地域で医療機関等と協力した出産体制を維持し、子どもや子育てを包括的に支援する「次世代を育むまちづくり」
- ③ 松本ヘルスバレーの構築、新観光戦略の推進、伝統地場産業の育成、女性や若者が活躍できる社会づくりによる、「経済の好循環の創出」
- ④ 次世代交通システムの具現化と地域公共交通の維持や、新エネルギー戦略による、質の高い「暮らしと生活の基盤づくり」
- ⑤ 基幹博物館・市立病院の建設、市役所新庁舎建設計画の推進、中部縦貫道・国道19号等の広域道路網の建設促進、信州まつもと空港の機能強化など、「将来世代のためのハード整備」

オ 目標指標

指 標	現状 (R元)	目標 (R2)
松本市での暮らしに満足している市民の割合	86.0%	更なる上昇
松本市に暮らし続けたいと思う市民の割合	83.4%	85%以上

(3) 地方創生の取組み

ア 松本版地方創生総合戦略

人口減少や地域経済の縮小に対応することを主眼におき、「生きがいの仕組みづくり」を基本目標に掲げ、平成27年10月に『「健康寿命延伸都市・松本」地方創生総合戦略』（平成27年度～令和元年度）を策定。令和元年度に計画期間を1年延長し、令和2年度までとしました。

(8つの重点施策)

- ①健康・医療産業の創出・育成
- ②高次広範の観光戦略
- ③松本製品のブランド化
- ④新しい働き方・雇用の創出
- ⑤子どもが生まれ健やかに育つ環境づくり
- ⑥コンパクトな都市と賑わいの創出
- ⑦再生可能エネルギーを活用した暮らしと経済の活性化
- ⑧成熟型社会の都市基盤づくり

イ 地方創生事業の推進

平成30年12月に、国から中枢中核都市に指定されたことから、「地方創生推進交付金」や「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の活用を一層図り、地方創生の取組みを推進します。

【令和元年度の取組状況】

- ・地方創生推進交付金活用事業
松本広域圏しごと創生事業（令和2年度も継続）
- ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
登山者の誘客促進、安全性向上のための山岳環境整備事業

ウ 進行管理と戦略の見直し

- (ア) 重要業績評価指標（KPI）による適切な進行管理を行います。
- (イ) 次期総合戦略は、第11次基本計画と一本化し、策定します。

2 「健康寿命延伸都市・松本」の創造

(1) 趣 旨

超少子高齢型人口減少社会の進展を見据え、量から質へと発想を転換し、市民一人ひとりの「命」と「暮らし」を大切に考え、誰もが「生きがい」をもっていきいきと暮らせるまちづくりに向け、「健康寿命」延伸をめざすことを基本理念とし、市民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに、健康を核とした、誰もが安全で安心して暮らせる、持続可能なまちづくりを進めるものです。

(2) 主な経過

平成 20 年	6 月 2 日	市長（当時）が 6 月議会定例会の提案説明で「健康寿命延伸都市・松本」の創造を表明
平成 21 年	9 月 24 日	健康寿命延伸都市・松本の創造協議会を設置
	11 月 4 日	「健康寿命延伸都市・松本」のロゴマークを決定
平成 22 年	12 月 15 日	「健康寿命延伸都市・松本」を将来の都市像とした「松本市基本構想 2020」の議決
平成 25 年	3 月 6 日	「第 1 回健康寿命をのばそう！アワード」において自治体部門厚生労働大臣優秀賞を受賞
	3 月 14 日	「健康寿命延伸都市宣言」を議決
平成 26 年	6 月 17 日	新たなキャッチコピー「美しく生きる。」を追加
平成 28 年	3 月	第 10 次基本計画の策定に伴い、新たなリーフレットを作成
平成 29 年	3 月	英語版、中国語版のリーフレットを作成

(3) 今後の取組み

基本構想 2020 及び第 10 次基本計画の最終年であることから、目標達成に向けて市民と一丸になって取組みます。

3 庁議の運営

(1) 機 能

市政の円滑な運営を図るための庁内の最高協議機関としています。

(2) 定例庁議

原則毎月第 1・3 火曜日に開催。令和元年度開催回数 23 回

(3) 臨時庁議

必要に応じて開催。令和元年度開催回数 7 回

4 政策戦略会議の開催

(1) 趣 旨

政策課題に関する骨太の方針等を打ち出す場として開催しています。

(2) 定期（随時）会議

市政運営上、喫緊な課題に対し迅速に対応するため随時開催することとし、その方針を踏まえ具体的な施策を各部で検討し、庁議において庁内全体の意思決定を図ります。

- (3) 当初会議
市長公約等の具現化に向け、各年度における取組方針、施策展開及び進め方について協議します。
- (4) 中間会議
年度当初で協議した取組状況の検証と年度後半の取組みについて協議します。
- (5) 会議の構成
市長、副市長、総務部長、政策部長、財政部長、事案に関係する部局長、課長等

5 行政評価

(1) 趣 旨

平成 14 年度に行政評価制度を導入し、主要な事務事業や基本施策に対する評価の実施により、市民本位の市政運営に取り組んできました。

平成 24 年度からは新たな手法による行政評価を導入し、また、平成 29 年度からは、第 10 次基本計画の着実な推進を目的に、施策の成果目標及び進捗管理指標の把握を目的とした新たなシステムによる行政評価に取り組んでいます。

(2) 主な経過

- 平成 14 年度～ 事務事業評価を開始。第 3 者評価機関として、市民委員会を設置
- 平成 16 年度～ 施策評価を開始
- 平成 23 年度 新行政評価システム検討専門部会を設置し、見直しを実施
- 平成 24 年度 新たな方法による行政評価を実施（全事務事業を評価）（以後、毎年実施）
- 平成 28 年度 第 10 次基本計画を策定したことに伴い、手法の見直しを実施
- 平成 29 年度～ 第 10 次基本計画の着実な推進を目的に、施策の成果目標及び進捗管理指標の把握を目的とした新たなシステムによる行政評価を実施

(3) 行政評価の位置付け

P D C A における C（チェック）機能として、内部統制による「事業の選択と集中」の具現化を図るものです。

(4) 目 的

ア 成果を重視した評価によって事務事業を明確にすることにより、総合計画の更なる推進、事務事業の効率的な実施等を図ります。

イ 事務事業の目的や成果を市民に公表することにより、行政の説明責任を果たします。

(5) 内部評価

「事業の狙い」、「事業の内容・実績」、「指標の達成状況」、「コスト」、「現状に対する認識」を明確にし、事務事業の実施担当課が評価を実施します。

(6) 外部評価（市民評価）

市が自ら実施した内部評価を基に、施策の進捗状況を客観的な視点から検証します。

(7) 今後の取組み

行政評価によって検証した結果を、基本計画の進捗管理、政策推進方針、実施計画、予算等と連動させ、効果的な行政経営の基礎資料として活用していきます。

6 ユニバーサルデザインの推進

(1) 趣 旨

誰もが安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方を市の施策や事業に取り入れるとともに、松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針を策定し、総合的・庁内横断的に推進しているものです。

(2) 主な経過

平成 17 年	2 月 24 日	松本市ユニバーサルデザイン庁内検討委員会を設置
	12 月 15 日	松本市ユニバーサルデザイン基本方針を策定
平成 18 年	11 月 30 日	松本市ユニバーサルデザイン推進市民懇談会を設置
平成 19 年	7 月 13 日	松本市ユニバーサルデザイン基本指針策定委員会を設置
	8 月 25～26 日	第 1 回全国ユニバーサルデザイン市区町村シンポジウムを開催
平成 20 年	5 月 26 日	松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針を策定
平成 28 年	6 月 3 日	松本市ユニバーサルデザイン推進会議を設置

(3) 今後の取組み

(一社)まつもとユニバーサルデザイン研究会と連携し、松本市ユニバーサルデザイン推進会議を活用しながら、さらに市民意識の醸成、意識啓発を図っていきます。

7 地元県議会議員との懇談会の開催

(1) 目 的

当面する、市政の重点事業に対する課題及び懸案事項について意見交換を行うため、地元県議会議員との懇談会を開催しました。

(2) 懇談会

令和元年度の意見交換項目は 7 件、市政の重要課題項目は 45 件でした。

地元県議会議員と重点事業の課題等を共有し、事業推進への協力を依頼しました。

8 過疎及び辺地対策

(1) 目 的

過疎及び辺地の自立支援を目的に、計画策定及び進行管理等を実施しました。

(2) 主な実施内容

ア 松本市過疎地域自立促進計画（平成 28～令和 2 年度）の進行管理

イ 松本市辺地対策総合整備計画（令和元～3 年度）の進行管理

ウ 過疎及び辺地に係る各年度の起債申請

9 信州まつもと空港

(1) 趣旨

信州まつもと空港の、利用しやすいダイヤ編成、既存路線の充実や国内・国際線の新規路線の開設について、国や県等に積極的に要望するとともに、就航先都市における誘客活用や地元利用促進に地元市として積極的に取り組みます。また、地元4地区（神林、笹賀、和田、今井）の空港周辺の環境の整備等について、県の主体的かつ自発的な対応を、地元と協調しながら要請していきます。

(2) 施設概要

種類・等級	第3種・C級	滑走路	2,000m×45m
位置	松本市大字空港東	エプロン	小型ジェット機用3バース、小型機用11バース
面積	約60ha	駐車場	330台
着地帯	2,120m×150m	対象機種	ERJ170・175型旅客機等

(3) 主な経過

平成6年7月26日	ジェット化開港
平成22年6月1日	JAL撤退後、FDAが札幌新千歳線、福岡線を就航
平成23年7月15日	FDAネーミングライツお披露目。4号機観光大使任命
10月1日	FDAスポンサー支援事業開始
平成24年6月30日	エアポートシャトルバス運行開始
平成25年10月1日	JAL大阪線の運航を1カ月限定で再開
平成27年3月29日	FDA福岡便が複便化（記念セレモニー開催）
平成28年6月10日	長野県が、信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針を発表
平成29年4月19日	約2年ぶりとなる国際チャーター便の運航（韓国便）
5月11日	台湾高雄市チャーター便が就航
12月24日	ネーミングライツ事業としてFDA11号機へ愛称を命名
平成30年8月8日	FDAが札幌丘珠線を就航（8月31日までの限定運航）
平成31年3月26日	FDAが札幌丘珠線の継続運航を発表（7月12日～9月24日の運航）
令和元年10月27日	FDAが神戸線を通年運航にて新規就航

(4) 利用者の推移

利用状況（チャーター便含む。）

年度	H27	H28	H29	H30	R元
利用者	116,571人	124,029人	134,532人	137,776人	157,036人
利用率	62.4%	65.3%	70.8%	69.2%	68.5%
貨物量	—	—	—	—	—
就航率	97.8%	98.5%	97.1%	98.1%	97.4%

(5) 今後の取組み

ア 県を主体とした、全県的かつ具体的な利用促進策の実施

イ FDA神戸線の定着化、札幌丘珠線及びJAL大阪線夏期限定便の利用促進に向けた取組み

ウ 国内路線及び国際チャーター便の就航促進と空港機能強化に係る研究

- エ 環境基準を超える航空機騒音が認められた場合の必要な対応
- オ 地元地区の新たな地域振興策など、環境整備の推進及び進捗管理

10 市役所新庁舎建設計画の推進

(1) 趣 旨

老朽化、狭あい化等の問題を抱える市役所庁舎について、新庁舎の建設計画を推進するものです。

(2) 主な経過

新庁舎の設計要件として、基本構想に掲げる「建設理念」や「基本的な考え方」を具体化する方策等を定める「新庁舎建設基本計画」を策定しました。

(3) 今後の取組み

I C Tを最大限に活用した、市民により身近な場所でサービスを提供する新たな市役所を構築していくため、建設計画の見直しを進めます。

11 PPP／PFI手法活用

公共施設の整備・更新や運営に指定管理者制度やPFIの活用など、「民間活力の導入」を積極的に推進することとしており、平成28年度に松本市PPP/PFI手法導入優先的検討規程を策定しました。

今後は規程に従い、対象となる以下の事業について、PPP/PFIの導入を優先的に検討します。

<対象事業>

- ・事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むもの）
- ・単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うもの）

12 民間との共創の推進

(1) 趣 旨

民間の持つ活力やアイデアを生かし、市政課題の解決や市民サービスの向上につながる事業の創出を図ります。

(2) 主な実施内容

- ア 民間企業と連携協定を締結し、事業の創出に向けた協議を実施
- イ 民間事業者のクラウドファンディングを活用した事業創出を支援

13 広域行政

(1) 広域市町村圏

- ア 圏域の名称 松本地域広域市町村圏
- イ 指定年月日 昭和46年7月15日
- ウ 構成市町村 松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

(3市5村 計8市村)

エ 面 積 1,869.14 m² (東西 52 km、南北 73 km)

オ 人 口 424,441 人 (平成 27 年国勢調査数値)

(2) 圏域内の広域行政組織 (松本市加入分)

ア 松本広域連合 (後記 14 に記載のとおり)

イ 松本市・山形村・朝日村中学校組合 (中学校の設置等に関する事務。1市2村)

ウ 松塩筑木曾老人福祉施設組合 (老人福祉施設の設置等に関する事務。3市3町8村)

エ 安曇野市・松本市山林組合 (山林の管理経営に関する事務。2市)

オ 松塩地区広域施設組合 (ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置等に関する事務。2市2村)

カ 安曇野松筑広域環境施設組合 (火葬場の設置等に関する事務。2市4村)

キ 松塩安筑老人福祉施設組合 (老人福祉施設の設置等に関する事務。3市5村)

ク 安曇野・松本行政事務組合 (広域排水路の維持管理等に関する事務。2市)

14 広域連合

(1) 名 称 松本広域連合

(2) 設置年月日 平成 11 年 2 月 1 日

(3) 構成団体 松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
(3市5村 計8市村)

(4) 共同処理する事務

ア 松本地域の広域行政の推進に関する事務

イ 松本地域ふるさと基金を活用する事業の実施に関する事務

ウ 広域的な観光振興に関する事務

エ 旧伝染病舎跡地の管理に関する事務

オ 消防に関する事務

カ 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関する事務

キ 液化石油ガス設備工事の届出に関する事務

ク 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務

ケ 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務

コ 広域的なごみ処理の対応に関する事務

サ 職員の共同研修及び派遣研修に関する事務

シ 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務

(ア) 地方分権に関すること。

(イ) 広域的な地域情報化に関すること。

(ウ) 広域的な保健福祉に関すること。 等

15 松本暮らし定住化促進事業

(1) 趣 旨

大都市圏（首都圏・中京圏・関西圏）をはじめとする、都会からの移住定住を促進するため、松本市の魅力を発信するとともに、移住希望者の相談・受入体制の充実を図るものです。

また、県外に進学した市内出身の学生をはじめとする首都圏の学生等を対象に、本市の魅力や暮らし、仕事に関する情報を発信することで、U・I・J ターンの促進を図るものです。

(2) 主な経過

平成 18 年度 政策課（現総合戦略課）に、移住相談窓口を設置

平成 19 年度 NPO 法人「ふるさと回帰支援センター」（東京）において移住セミナーを開催

ふるさと回帰フェア（同法人主催）に参加し、個別移住相談を実施

「田舎暮らし「楽園信州」推進協議会」（事務局：長野県）の移住セミナーに参加

平成 28 年度 3 市（松本市・塩尻市・安曇野市）共催による移住セミナーを開催

令和元年度 U・I・J ターン移住者支援強化のため、転職支援会社と連携し転職セミナー等を開催

「ふるさと回帰支援センター」（東京）に、移住情報発信ブースを開設（7 月～）

教職員住宅の空室を移住希望者に貸し付ける、短期限定住宅貸付事業を開始

移住希望者向けの市内現地ツアーを開催（ツアーテーマ：創業、子育て、農業）

移住者経営のゲストハウスと連携し、移住希望者向けお試し滞在宿泊プランを造成

松本市の魅力を多角的に紹介し移住促進を図る、雑誌「K U R A 別冊松本」を発行

(3) 実 績

ア 移住相談件数

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
窓口	40	49	63	71	124
セミナー	153	164	151	172	224
電話・メール等	108	65	116	72	134
現地ツアー	0	0	0	0	10
合 計	301	278	330	315	492

イ 移住者数（当課による行政サポートを受けた移住者数）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
世帯数	13	14	15	18	42
人 数	25	32	24	38	67

(4) 今後の取組み

ア オンラインによる移住セミナーや移住相談を行うとともに、LINE 等の ICT を活用した、松本市の魅力発信を行うことで、移住相談体制のさらなる充実と、U・I・J ターンの促進強化を図ります。

イ 約 7 割が県外出身者である信州大学において、市内在住の学生による地元企業への就職と、卒業後の定住化を図るため、松本市への愛着心を育むことを目的とした、寄付講義を開講します。

16 広報

区分	回数	規格	部数・内容	令和2年度 予算(千円)
広報まつもと	毎月1回(1日)	A4版平均39頁	90,650部・全世帯配布	60,078
〃(点字版)	毎月1回	〃平均31頁	点字の読める視覚障害者への 広報ダイジェスト版	675
声の広報	毎月1回	カセットテープ、CD	点字の読めない視覚障害者への 広報ダイジェスト版	489
テレビ放送	年8本	30分番組	市政の概要、課題、できごと、 お知らせを放送するもの	6,930
	年20本	5分番組		
ラジオ放送	週2回	15分番組	市政の概要、課題、できごと、 お知らせを放送するもの	3,476
	年28本	5分番組		
	週5日、1日2回	1分番組		
松本市行政 チャンネル	毎日	24時間	市政ニュース、市長記者会 見、議会中継など	12,700
市政ニュース	年1本	25分DVD	その年の主なできごと	770

17 中核市移行の取組み

(1) 趣旨

主体的なまちづくりの推進と市民サービスの更なる向上のため、中核市へ移行し、事務権限の更なる拡大をめざすものです。

(2) 主な経過

平成28年	11月4日	松本市長が長野県知事に対して中核市移行の協力を要請
	24日	松本市の中核市移行に関する県・市連絡会議を設置
平成29年	5月9日	「中核市移行に関する基本的な考え方」を策定
平成30年	2月14日	「中核市移行に関する検討結果報告書」を策定
	5月9日	「中核市移行の方針」を策定
	9月3日	松本市議会議員協議会で移行期日(令和3年4月1日)について協議し、了承
	10月1日	松本市政策部に中核市推進室を設置
	12月25日	「長野県・長野市・松本市の保健衛生行政における連携強化に関する協定」を締結
平成31年	4月1日	県から公衆衛生医師の派遣を開始 県及び長野市へ、事務職1名、保健師2名、薬剤師3名、獣医師4名の派遣研修を開始
令和2年	3月6日	松本市議会2月定例会で中核市の指定に係る申出議案の議決

3月 12日 松本市長が長野県知事に中核市の指定申出に係る同意申入れ

(3) 今後の取組み

ア 令和3年4月1日の中核市移行に向けて、法定手続きのため、庁内調整及び県との調整を進めます。

イ 県から移譲される事務を円滑に執行するため、計画的に準備を進めます。

ウ 引き続き、市民への丁寧な説明を行い、中核市移行の理解の醸成を図ります。